

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 災害救助法による救助を実施する件 五
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件 五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件六件 五
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件六件 五
- 土地改良法により換地処分をした件 七
- 育種母樹林等を指定した件 七
- 道路の区域を変更する件二件 七
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 九
- 公 告
- 県税条例等に基づき災害等により期限を延長する件 九
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 九
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 九
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 九

## 告 示

### 福島県告示第九十一号

令和三年福島県沖を震源とする地震により災害が発生した次に掲げる地域について、令和三年二月十三日から災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

令和三年二月二十六日

地域

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡橋葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町

（災害対策課）

### 福島県告示第九十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定する区域
    - 田村市都路町古道字芹ヶ沢百六十四番二の一部及び百六十四番八の一部
  - 二 指定する区域の埋立地の区分
    - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地
- （一般廃棄物課）

### 福島県告示第九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年二月二十六日から同年三月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
    - ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條一四番六ほか
  - 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
    - 意見なし
  - 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
    - 意見書の提出なし
- （商業まちづくり課）

### 福島県告示第九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年

二月二十六日から同年三月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン白河横町 福島県白河市横町一四番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第九十五号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年二月二十六日から同年三月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン新上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四〇番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第九十六号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年二月二十六日から同年三月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
いわき市泉町滝尻複合施設 福島県いわき市泉町滝尻字御前田五三
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第九十七号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年二月二十六日から同年三月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第九十八号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年二月二十六日から同年三月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェスタパワー 福島県郡山市日和田町字南古館二一番地の二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
(水産課)

福島県告示第九十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、  
新地加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す  
べきことについて同意があった。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
(水産課)

福島県告示第二百号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、  
久之浜加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付  
すべきことについて同意があった。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
(水産課)

福島県告示第二百一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、  
四倉加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す  
べきことについて同意があった。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
(水産課)

福島県告示第二百二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、  
江名加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す  
べきことについて同意があった。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
(水産課)

福島県告示第二百三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、  
豊間加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す  
べきことについて同意があった。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
(水産課)

福島県告示第二百四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、  
勿来加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す  
べきことについて同意があった。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
(水産課)

福島県告示第二百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、  
令和三年二月十二日新屋敷新田地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
(農地管理課)

福島県告示第二百六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)以下「法」という。)第三条第一項の規  
定により、令和三年二月二十六日次のとおり育種母樹林を指定した。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	指定採取源	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指 定する場合にあつては面 積	法第三条第 三項の所有 者等の氏名 又は名称及 び住所
福島育二 三三	育種母樹林	クロ マツ	郡山市安 積町成田 字西島坂 一八	本数(本) 七六三	福島県
				面積(ha) 一・〇六	

(森林整備課)

福島県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字越川 字下村一六五三番二地 先から 同 郡同 町大字本名 字坂瀬川二二四九番一 地先まで	変更前	A 八・〇〇 B 一〇・〇〇 五五・〇〇	二一、三五三・〇 二一、六七〇・〇
		変更後	A 八・〇〇 三二・〇〇	二一、三五三・〇
同 郡同 町大字越川 字深田一八四〇番地先 まで	同 郡同 町大字本名 字坂瀬川二二四九番一 地先まで 大沼郡金山町大字越川 字深田一八三七番地先 から	変更前	C 一三・九〇 二二・三〇	一五一・五
		変更後	B 一〇・〇〇 五五・〇〇	二一、六七〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 富岡線	双葉郡富岡町大字上手 岡字後田四六番五地先 から 同 郡同 町大字大菅 字大平二九八番一地先 まで	変更前	A 八・四〇 三〇・一〇	二一、五六七・三
		変更後	A 八・四〇 三〇・一〇 B 二〇・三〇 一一二・七〇	二一、五六七・三 二一、一〇三・一

(道路計画課)

福島県告示第二百九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称  
本村
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び  
標柱十四号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
喜多方市熱塩加納町相田字  
本村 甲五百三十四番 一号及び十四号  
上ノ山 甲四百九十六番二 二号  
上ノ山 甲四百九十六番一 三号及び七号  
本村 甲五百二十九番 四号  
甲五百二十四番 五号  
甲五百十番二 六号  
甲五百七番 八号

公 告

甲五百十四番 九号  
 甲五百二十一番 十号  
 甲五百四十二番 十一号  
 甲五百三十九番二 十二号  
 甲五百三十三番 十三号

二一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三十一条の土地の区域の名称  
 下三方

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三十一条の土地の区域の表示  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び  
 標柱十七号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
 喜多方市高郷町警見字

下三方 甲千九十二番 一号及び二号  
 天神林 甲千九百二十七番 三号、四号、五号、六号、七号及び八号  
 甲千九百二十五番 九号  
 甲千九百二十二番 十号  
 二十番 十一号  
 二番二 十二号  
 下三方 甲千百十七番 十三号  
 甲千百四番 十四号及び十五号  
 甲千九十三番 十六号及び十七号

(砂防課)

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
 (税務課)

**公告第五十号**  
 福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)第十条の二及び福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)第八条の二第一項の規定に基づき、同条例第三十九条の十六第一項及び第二項の規定による個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して行う申告に関する期限のうち、令和二年所得に係るものについては、年の中途において事業を廃止した場合を除き、令和三年四月十五日まで延長した。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
 (税務課)

**公告第五十一号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、藤沼湖地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備))の工事は令和二年三月十九日完了したので公告する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

公告第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書  
 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所  
 福島県土木部都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課  
 (都市計画課)

(都市計画課)

公告第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書  
 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所  
 福島県土木部都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課  
 (都市計画課)

(都市計画課)